

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT5673835

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	FUJI MACHINE MFG. CO., LTD.	04/01/2018
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	FUJI CORPORATION	
Street Address:	19 CHAUSUYAMA	
Internal Address:	YAMAMACHI	
City:	CHIRYU	
State/Country:	JAPAN	
Postal Code:	472-8686	
PROPERTY NUMBERS Total: 1		
	Property Type	Number
	Application Number:	15309226
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(312)616-5700	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	3126165600	
Email:	assignments@leydig.com	
Correspondent Name:	LEYDIG, VOIT & MAYER, LTD.	
Address Line 1:	TWO PRUDENTIAL PLAZA, SUITE 4900	
Address Line 2:	180 NORTH STETSON AVENUE	
Address Line 4:	CHICAGO, ILLINOIS 606016731	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	815443	
NAME OF SUBMITTER:	BRENT A. CHATHAM	
SIGNATURE:	/Brent A. Chatham/	
DATE SIGNED:	08/19/2019	
Total Attachments: 9		
source=815443_Copy_Commercial_Registry_Entry#page1.tif		
source=815443_Copy_Commercial_Registry_Entry#page2.tif		
source=815443_Copy_Commercial_Registry_Entry#page3.tif		
source=815443_Copy_Commercial_Registry_Entry#page4.tif		

source=815443_Copy_Commercial_Registry_Entry#page5.tif
source=815443_Copy_Commercial_Registry_Entry#page6.tif
source=815443_Copy_Commercial_Registry_Entry#page7.tif
source=815443_Translation_Copy_Commercial_Registry_Entry#page1.tif
source=815443_Translation_Copy_Commercial_Registry_Entry#page2.tif

現在事項全部証明書

愛知県知立市山町茶碓山19番地
株式会社F U J I

会社法人等番号	1803-01-014885		
商号	富士機械製造株式会社		
	株式会社F U J I	平成30年 4月 1日変更	
		平成30年 4月 2日登記	
本店	愛知県知立市山町茶碓山19番地		
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.fuji.co.jp /やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する 方法により行う。	平成18年 6月29日変更	
		平成18年 7月 7日登記	
会社成立の年月日	昭和23年7月24日		
目的	1. 工作機械およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 2. 産業用ロボットおよびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 3. 医療用・生活支援用ロボットおよびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 4. 液晶パネル製造装置の製造、販売 5. 太陽電池システムの研究、開発、製造、販売 6. 各種機械器具の自動制御装置およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 7. 計測制御機器等の電子回路およびプリント配線基板の設計、製造、販売、修理 8. 情報処理、情報通信のソフトウェアの開発、販売 9. 情報通信機器およびその周辺機器の修理、再生、販売 10. 金属部品の加工、販売 11. 中古の工作機械・産業用ロボット・電気通信機器の修理、再生、販売 12. 給食および飲食物の提供およびこれらの管理業務 13. 建物内外の保守管理、清掃、警備業務 14. 損害保険、生命保険の募集に関する業務およびその保険代理業 15. 人材派遣業務 16. 表面処理・改質装置およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 17. 植物・農産物の生産、販売およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 18. 流通システムの運営、販売およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 19. 教育・文化・地域交流事業の企画、運営 20. 前各号に付帯関連する一切の業務 平成26年 6月27日変更 平成26年 7月11日登記		

愛知県知立市山町茶碓山19番地
株式会社F U J I

単元株式数	100株		
発行可能株式総数	3億9000万株	平成25年	1月1日変更
		平成25年	1月9日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 9782万3748株	平成25年	1月1日変更
		平成25年	1月9日登記
資本金の額	金58億7896万8189円		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 平成17年10月1日変更 平成17年10月3日登記		
役員に関する事項	取締役 曾我信之	平成30年	6月28日重任
		平成30年	7月10日登記
	取締役 須原信介	平成30年	6月28日重任
		平成30年	7月10日登記
	取締役 児玉誠吾	平成30年	6月28日重任
		平成30年	7月10日登記
	取締役 河合孝昌	平成30年	6月28日重任
		平成30年	7月10日登記
	取締役 巽光司	平成30年	6月28日重任
		平成30年	7月10日登記
	取締役 江崎一	平成30年	6月28日重任
		平成30年	7月10日登記
	取締役 川合伸子	平成30年	6月28日重任
		平成30年	7月10日登記
	取締役 杉浦昌明	平成30年	6月28日就任
		平成30年	7月10日登記

	取締役 佐々木元	平成30年 6月28日就任
		平成30年 7月10日登記
	愛知県知立市山屋敷町富士塚17番地22 代表取締役 曾我信之	平成30年 6月28日重任
		平成30年 7月10日登記
	監査役 松田茂樹 (社外監査役)	平成29年 6月29日重任
		平成29年 7月 6日登記
	監査役 長友佳代子(山下佳代子) (社外監査役)	平成27年 6月26日就任
		平成27年 7月 9日登記
	監査役 畔柳泰明	平成30年 6月28日就任
		平成30年 7月10日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成30年 6月28日重任
		平成30年 7月10日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月 7日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月 7日登記	
支店	1 東京都港区港南二丁目4番15号	平成21年11月16日移転
		平成21年11月16日登記
	2 大阪府吹田市江坂町一丁目17番26号	平成22年11月29日移転
		平成22年11月29日登記
新株予約権	2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権	

新株予約権の数

1000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式（単元株式数100株）

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、本社債の額面金額の総額（100億円）を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額（1000万円）と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、当初1468円とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額

各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額（1000万円）と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2016年4月8日（同日を含む。）から2021年3月11日（同日を含む。）の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、(i) 本新株予約権付社債の要項記載の(i) グリーンアップ条項による繰上償還、(ロ) 税制変更等による繰上償還、(ハ) 組織再編等による繰上償還、(ニ) 上場廃止等による繰上償還及び(ホ) スクイズアウトによる繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、(ロ) 税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii) 本新株予約権付社債の要項記載の買入消却がなされる場合には、当該本新株予約権付社債の消却が行われるまで、(iii) 本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取得及び消却の場合には、当該消却が行われるまで、また(iv) 本新株予約権付社債の要項記載の債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益

喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2021年3月11日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

また、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

新株予約権の行使の条件

（イ）各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

（ロ）2020年12月25日（同日を含まない。）までは、本新株予約権付社債の所持人は、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下本（ロ）において同じ。）の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2020年10月1日に開始する四半期に関しては、同年12月24日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されない。

- ① 当社が、本新株予約権付社債の所持人に対して、本新株予約権付社債の要項記載の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）
- ② 当社が組織再編等を行うにあたり、「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債の所持人に対し当該組織再編等に関する通知が最初に要求される日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、2020年11月26日以降、財務代理人及び本新株予約権付社債の所持人に対して、通知（以下「取得通知」という。かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、本新株予約権付社債の所持人から、当該通知において指定した取得日（以下に定義する。）に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。本項において「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。 当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債の所持人に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。 「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（i）本社債の額面金額相当額の金銭、及び（ii）転換価値（以下に定義する。）が本社債の額面金額を超過した額を1株当たりの平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。 「1株当たりの平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の1株当たりの売買高加重平均価格（VWAP）の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（ハ）記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たりの平均VWAPも適宜調整される。 「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値（本新株予約権付社債の要項に定義する。）が発表されない日を含まない。 「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。 $\frac{\text{本社債の額面金額}}{\times 1 \text{株当たりの平均VWAP}}$ 最終日転換価額 上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日における転換価額をいう。 当社が本新株予約権付社債の要項記載の組織再編等による繰上償還若しくは本新株予約権付社債の要項記載のスクイズアウトによる繰上償還に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は本新株予約権付社債の要項記載の上場廃止等による繰上償還に規定される事由が発生した場合は、以後本項に基づく取得通知はできなくなる。 <table><tr><td>平成28年</td><td>3月25日発行</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>4月4日登記</td></tr></table>	平成28年	3月25日発行	平成28年	4月4日登記
平成28年	3月25日発行				
平成28年	4月4日登記				
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記				

愛知県知立市山町茶碓山19番地
株式会社F U J I

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年7月7日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年7月7日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

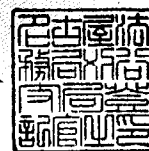
(名古屋法務局岡崎支局管轄)

平成30年8月28日

名古屋法務局刈谷支局

登記官

金 古 浩 一



[TRANSLATION]
Certificate of all present matters

19 Chausuyama, Yamamachi, Chiryu, Aichi

FUJI CORPORATION

Corporate registration number	1803-01-014885	
Corporate name	<u>FUJI MACHINE MFG. CO., LTD.</u>	
	FUJI CORPORATION	Changed: April 1, 2018
		Registered: April 2, 2018
Headquarters	19 Chausuyama, Yamamachi, Chiryu, Aichi	
Method of publicizing	Electronic means: http://www.fuji.co.jp or If for some reason electronic means cannot be used, listing in The Nikkei.	Changed: June 29, 2006
		Registered: July 7, 2006
Company formation date	July 24, 1948	
Business purpose	[This section not translated]	

19 Chausuyama, Yamamachi, Chiryu, Aichi
FUJI CORPORATION

[[These sections not translated]]	

This document is a complete transcript of whole entries listed in the registry.
(Nagoya Legal Affairs Bureau, Okazaki Branch Jurisdiction)
August 28, 2018
Nagoya Legal Affairs Bureau, Kariya Branch
Registrar

Kouichi Kaneko [OFFICIAL SEAL]